

政独委「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」及び「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について」への対応について

政独委「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」及び
「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について」への対応について

1. 政府方針等	実績
<p>○ 政独委の累次の指摘や政府方針、会計検査院等において取り組むべきとされた事項について、その進捗状況を明らかにした上での評価。</p> <p>※「政独委の累次の指摘…」は以下を指すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定) ・「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定) ・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定) 	<p>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)で個別に措置を講ずべきとされた事項等で、平成25年度において取り組むべきとされた事項の進捗状況</p> <p>(1) 鉄道建設等業務におけるコスト削減の取組等の推進 (1.(1)④47～50頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度は、平成24年度までと同様に、コスト構造改善策を策定し実行した。これにより、平成25年度の総合コスト改善額は約36億円、改善率は約3.1%となった。また、コスト構造改善の実施状況について、平成24年度のコスト構造改善の実施状況等をホームページにて図を用いた具体的事例を示すなど、国民にわかりやすい形で公表した。この他、機構内において「コスト構造改善推進委員会」を開催し(平成26年3月)、現在各支社・建設局において実施しているコスト構造改善施策の全社的な情報共有を図り、実施状況の検証等を行うことにより、更なるコスト構造改善施策の実施を促した。 <p>(2) 船舶の共有建造等業務における財務内容の健全化の向上等 (1.(4)④98～101頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期中期目標等において、船舶共有建造業務における財務内容改善の取り組みを引き続き行うこととしている。具体的には、第3期中期目標期間終了時における未収金残高を31億円以下とするほか、平成25年度に繰越欠損金の削減計画を策定する旨を定めた。 ・ また、スーパーエコシップ等の環境にやさしい船舶の建造に重点化するなど、政策意義の高い船舶の建造を促進するものとしている。 <p>(3) 事務所等(地方機関)の見直し (2.(1)121頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国鉄清算事業東日本支社については、業務の進捗にあわせて、平成24年度末をもって廃止した。 ・ 国鉄清算事業西日本支社については、業務の進捗状況を踏まえ、人員の合理化、組織の縮小を図った。 <p>(4) 職員宿舎の見直し(集約化等) (2.(4)133～134頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度については、以下の取組みを行った。 <ol style="list-style-type: none"> 1) こずかた寮 平成22年度に一般競争入札及び公募抽選、平成23年度に媒介業者を募る一般競争入札を行ったが、いずれも参加者がおらず、平成24年度に地方公共団体に対し売却の打診を行ったものの、買取りの申し出はなかった。そのため、平成25年度においては、不動産を評価し直した上で、再度、一般競争入札を行い、応募があった者に対し、平成26年3月に売却した。 2) 保土ヶ谷寮 平成25年度においては、土地売却に向けた測量を開始したものの、現況と登記上の境界との不一致等、売却のために関係者との調整に相当な時間を要することが判明したため、その解決に向けて横浜市、隣接者等との協議を行った。 3) 宿舎不用地(行田宿舎用地の一部) 平成25年度においては、土地に係る測量等、売却に向けた所要の手続きを進めた。 <p>(5) ラスパイレス指数の低減(人件費の見直し) (2.(2)123～124頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度においては、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した措置を通年で実施したほか、事務所限定職員及び社会人の採用を推進した。これらの取組みにより国の給与水準を100とした場合のラスパイレス指数は、平成25年度においては、平成24年度の116.2から5.2ポイント減の111.0となった。 <p>(6) 基礎的研究業務の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的研究業務は平成24年度をもって終了した。なお、国が新たに実施する研究業務に資するため、これまでに培われたノウハウ等の必要な情報を国に提供した。 <p>○ 「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)において取り組むべきとされた事項の進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人等への会費の支出が、真に必要なものであり、支出に見合った便益があるか、必要最低限の支出となっているか、との観点から点検・見直しを行い、四半期毎に支出額・内容をホームページで公表した。 <p>○ 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)において取り組むべきとされた事項の進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人への支出については、一定額以上のものや同一法人に継続支出されているもの等について、契約監視委員会において点検・見直しを行い、その内容を平成25年7月にホームページで公表した。支出状況については随時公表した。

1. 政府方針等	実績
	<p>○ 会計検査院において取り組むべきとされた事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計検査院の平成24年度決算検査報告で不当事項と認められたものについての取組み (概要) 平成23年4月に東北新幹線建設局で契約した機構情報ネットワークシステム管理等業務契約において、積算参考資料の理解が十分でなかったこと、予定価格の審査が十分でなかったことなどにより、常駐作業員の月額単価の適用を誤り、約480万円割高な予定価格での契約を行ったと指摘をうけた。 (上記への具体的な取組み) 平成24年8月の設計変更により契約金額の是正を行うとともに、平成24年9月に情報ネットワークシステム管理等業務委託の積算の考え方に関する事務連絡を发出。また、平成24年7月及び平成25年6月の全国ネットワークシステム担当者連絡会議にて積算の考え方を周知徹底している。 ・ 会計検査院の平成24年度決算検査報告で改善の処置を求められた事項についての取組み (概要) 鉄道施設の建設工事等に係る借地料の積算に当たり、借地料の積算を行う場合の具体的な算出方法を積算要領に明示していなかったこと、借地料の積算についての理解が十分でなかったことなどにより、地価の変動を適切に反映することなく借地料の積算を行ったこと、公租公課相当額を重複して計上していたことについての指摘をうけた。 (上記への具体的な取組み) 同様な事態の再発防止を図るため、地価の変動を適切に反映するとともに、公租公課相当額を重複して計上しないこととするよう積算要領を改正し、平成25年9月から建設工事に係る借地料に適用することとして、支社等に対して周知徹底を図る処置を講じた。 ・ 平成25年9月19日付け国会及び内閣に対する報告(随時報告)「独立行政法人における政府出資金等の状況について」についての取組み (概要) 101独立行政法人に対する政府出資金等にかかる検査において、政府からの財政支出により取得した資産等については、可能な限り取得財源を明らかにできるような管理を行うよう努めるとともに、それが困難な場合は国庫納付に支障が生じないよう国庫納付の際の指針等を検討することが必要等の報告がなされた。 (上記への具体的な取組み) 機構に交付されている政府出資金は、建設勘定においては、全額鉄道建設財源として受入れたものであるが、昭和62年の国鉄改革時において、主要幹線・大都市交通線(いわゆるCD線)、津軽海峡線及び管理用固定資産に整理されたものであり、同内容において資産管理しているところである。 貸付期間が満了したCD線の譲渡による収入(現金)で不要財産となったものについては、主務大臣の認可を受けて国庫納付している。 海事勘定においては、共有建造に係る財源の一部として受入れたものであり、機構保有船舶として管理している。 基礎的研究等勘定においては、研究資金として受入れたものであるが、基礎的研究業務は平成24年度をもって終了したことから、その残額は不要財産として、平成25年度に主務大臣の認可を受けて国庫納付済である。
<p>○ 「平成24年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成25年1月21日政委第6号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。</p>	<p>○ 第1 事務及び事業の見直し 1 船舶共有建造業務の見直し (1)船舶共有建造業務における財務内容の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 未収金の発生防止及び回収促進等 (1.(4)④95～96頁参照) ・ 第3期中期目標等において、船舶共有建造業務における財務内容改善の取り組みを引き続き行うとしている。具体的には、第3期中期目標期間中の未収発生率を1.3%以下とし、期間終了時における未収金残高を31億円以下とすることとした。 ② 繰越欠損金の削減等 (1.(4)④98～101頁参照) ・ 繰越欠損金については、その発生要因を分析した上で、中期目標期間中の削減計画を策定し、民業補完や政策誘導に留意しつつ事業量を確保することや、未収金発生防止、債権管理及び債権回収の強化策を講じることにより、その削減を図ることとした。 ・ 平成25年度においては、オペレーターや海運事業者に対する役職員による積極的な訪問活動等により、一定の共有建造事業量を確保するとともに、オペレーターとの関係の強化等により海運事業者の経営安定化に努め、新たな未収金発生未然防止及び船舶使用料収入の増加に努めた。その結果、25億円の当期利益を計上したことで、繰越欠損額は同額減少した。 ③ 財務改善状況の公表 (1.(4)④100頁参照) ・ 船舶共有建造業務における財務改善の状況については、業務実績報告書及びホームページで随時公表した。

1. 政府方針等	実績
	<p>(2)代替建造の促進 (1.(4)①74～77頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3期中期目標においては、物流効率化、環境負荷低減等に資するため、環境にやさしい船舶(スーパーエコシップ、先進二酸化炭素低減化船、高度二酸化炭素低減化船、フルダブルハルタンカー(海洋汚染防止対策船)等)については、政策効果のより高い船舶の建造隻数比率を中期目標期間中において90%以上とすることとした。 平成25年度においては、相対的な金利優遇等の実施により、建造決定した船舶は、全て離島航路整備対策、環境対策などの政策課題に適合した船舶となっており、中でも環境にやさしい船舶(SES、先進二酸化炭素低減化船、高度二酸化炭素低減化船、フルダブルハルタンカー(海洋汚染防止対策船)等)のうち政策効果のより高い船舶の建造隻数比率については100%となった。
	<p>2 高度船舶技術開発等業務の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度船舶技術開発等業務における研究開発促進助成業務は平成24年度をもって終了した。
	<p>3 基礎的研究業務等の見直し</p> <p>(1)基礎的研究業務の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎的研究業務は平成24年度をもって終了した。なお、国が新たに実施する研究業務に資するため、これまでに培われたノウハウ等の必要な情報を国に提供した。
	<p>(2)内航海運活性化融資業務の廃止に向けた取組</p> <p>①内航海運活性化融資業務の廃止に向けた取組 (3.(2)138頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 内航海運暫定措置事業を行う内航総連に対して、貸付金を約定どおり回収し、内航総連の財務内容等を慎重に審査した上で、政府保証の範囲内で新規の融資を適切に行った。 <p>②内航海運活性化融資業務に係る体制の見直し等 (2.(2)125頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3期中期目標期間中における経費等の削減に向けて同業務の運営の効率化を図るべく、担務の見直しを行った。
	<p>4 特例業務の見直し</p> <p>(1)厳格な資金管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 特例業務勘定の資金管理については、資金調達リスクの低減及び償還確実性の観点から適切な資金管理を行っている。 具体的には、JR三島・貨物会社に対する鉄道関連施策を平成23年度以降10年間にわたり集中的に実施することを踏まえ、平成33年度以降の償還となる債券で調達することを基本としつつ、短期的には機動的かつ柔軟な資金調達が可能な民間借入金を活用することにより、旧国鉄職員に対する年金の支払い及び鉄道関連施策の実施等に支障が生じないようにしている。
	<p>(2)モラルハザード対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来より、JR三島・貨物会社への資金の貸付け審査又は助成金の交付審査業務等に各社の出向者が携わらないよう配置しているところであり、引き続き出向元のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐよう適切な業務執行の措置を採ることを徹底することとしている。
	<p>○ 第2 組織面の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 国鉄清算事業東日本支社については、業務の進捗にあわせて、平成24年度末をもって廃止した。 国鉄清算事業西日本支社については、業務の進捗状況を踏まえ、人員の合理化、組織の縮小を図った。

1. 政府方針等	実績
	<p>○ 第3 随意契約の見直し等</p> <p>①「機構が策定する「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。」(2.(3)128～130頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度に作成した「随意契約等見直し計画」においては、競争性のない随意契約は、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとなっている。平成25年度契約においては、競争性のない随意契約の件数は、共有船舶の建造量の増加等に伴い前年度より増加している(平成24年度:560件(40.0%)→平成25年度:621件(46.6%))。競争性のない随意契約の主なもの及び移行困難な理由等は以下のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 鉄道事業者の営業線内で施工する委託工事 鉄道の運行の安全確保等の観点から当該営業線の運行主体である鉄道事業者に委託する必要があるため、競争性のある契約へ移行することは困難である。 工事を委託するに当たり、機構で行った概算見積りにより、委託費の妥当性について検証を行っている。協定締結後には、各年度末及び委託工事の完了時に鉄道事業者の工事における契約、支払い、出来形等の状況を確認のうえ、協定額を精算して支払いを行っている。 2) 共有船の建造 民間の船主が事業採算性等の観点から最適な造船所を選定し、機構は共有建造という形態で当該船主に資金的支援を行うため当該造船所と契約を行うものであることから、競争性のある契約に移行することは困難である。 共有船の建造契約に当たり、船主が複数の造船所から見積書を提出させた上で選定した造船所の船価が機構の積算基準による予定価格の範囲内にあることを確認することにより、価格の妥当性を検証している。 3) 整備新幹線のレール等の調達委託 JR各社のレール調達を取りまとめているJR東日本等に委託することにより、機構が鉄道事業者以外の主体から調達する場合と比較して低廉な調達(10～20%程度のコスト縮減)が可能となっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約に係る情報については、ホームページ等での公表に努めているが、公共調達の適正化に基づく契約情報の公表項目の拡充をすることとし、更なる透明性の確保のための方策を実施した。 <p>②「一者応札・一者応募となっている案件については、契約条件等の更なる見直しを行い、一層の競争性の確保に努めること。」(2.(3)128頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一者応札・一者応募となった案件については、契約監視委員会の審議に付し、公告期間の拡大、資格要件の緩和などに努めた。 <p>(監事監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行う)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の適正化の観点から平成25年度における随意契約状況及び一者応札・一者応募の契約状況について、平成26年5月から6月に監事監査を実施した。 その結果、「随意契約等見直し計画」に示された平成25年度以降に競争性のある契約に移行予定とされた件名については、全て平成26年度以降に移行する予定としていた。また、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった件名について契約条件等の見直しを実施しており、平成24年度と比較し、件数は減少していた。一者応札・一者応募の主な要因は、実質的に当該1者しか業務を実施できない等の事由によるものであり、今後も随意契約及び一者応札・一者応募の見直しに引き続き取り組むよう、監事より要望があった。

1. 政府方針等	実績
	<p>(総合評価審査委員会、入札監視委員会及び契約監視委員会を活用した契約の適正化) (2.(3)130～131頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事等の発注に当たっては、以下のとおり施行何から入札までの一連の手続における執行体制及び審査体制のもと、契約手続きを行った。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 一般競争入札等の入札参加資格要件、総合評価方式、企画競争等の評価項目・評価基準については入札・契約手続運営委員会等の審議及び関係課の合議によるチェックを行った。 2) 予定価格の作成、契約書及び設計図書の作成等については複数課によるチェックを行った。 入札・契約手続きの事後の審査体制としては「入札・契約評価委員会」(平成25年6月、12月)において入札又は見積り合わせの結果の分析・評価等を行うとともに、第三者機関である「入札監視委員会」(平成25年9月及び平成26年3月)(注)において公正・中立の立場から入札・契約手続の運用状況等の審議を行った。 また、総合評価方式に係る技術提案の審査・評価を公正・中立に行うため、外部有識者の参画も得た「総合評価審査委員会」(委員長:理事(建設計画担当)、平成26年9月)において落札者の決定等について審査・評価を行うとともに、「同小委員会」(平成25年9月、平成26年3月)において個別工事の評価方法等について審査・評価を行った。 (注) 東ブロック委員長:出口尚明弁護士、西ブロック委員長:大谷種臣弁護士 特別業務所管組織の入札監視委員会委員長:出口尚明弁護士 契約監視委員会を平成25年6月及び12月に開催し、「競争性のない随意契約」、「公益法人に対する平成24年度支出について」、「2年連続で一者応札・一者応募となった案件(平成24年度第3・4四半期及び平成25年度第1・2四半期契約)」の点検・見直しを行った。 <p>(コスト縮減)(1.(1)④47～50頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度は、平成24年度までと同様に、コスト構造改善策を策定し実行した。これにより、平成25年度の総合コスト改善額は約36億円、改善率は約3.1%となった。また、コスト構造改善の実施状況について、平成24年度のコスト構造改善の実施状況等をホームページにて図を用いた具体的な事例を示すなど、国民にわかりやすい形で公表した。その他、機構内において「コスト構造改善推進委員会」を開催し(平成26年3月)、現在各支社・建設局において実施しているコスト構造改善施策の全社的な情報共有を図り、実施状況の検証等を行うことにより、更なるコスト構造改善施策の実施を促した。 <p>(入札談合に係る再発防止対策)(2.(3)132頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から当機構の地方機関に設置している技術審査会及び入札・契約手続運営委員会における審議資料の匿名化(マスキング)、審議終了後の審議資料の回収及び厳重な管理、開札直前の予定価格の作成など、入札契約手続きの見直しを行った(平成25年4月)。 北陸新幹線の消融雪機械設備工事における談合事案に関する再発防止対策として、入札不調案件に係る再入札機会の拡大(平成25年9月)、特別な事情により再度発注する場合の入札参加者への誓約書の義務付け及び公正入札等調査特別委員会の運営の見直し(平成25年12月)などを実施した。 <p>○ 第4 業務全般に関する見直し</p> <p>1 内部統制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長のリーダーシップを発揮できる環境整備(組織にとって重要な情報の把握)(1.(6)113頁参照) 機構内のコミュニケーションの円滑化を図り、各部署から十分な情報が速やかに理事長へ提供される体制を構築するため、以下の取組みを実施した。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事会の開催 (2) 理事長打合せの開催 (3) 理事長等と監事による懇談会の開催 (4) 理事長等と地方機関の長等との意見交換の実施 (5) 理事長と若手職員等との意見交換会の開催 (6) 常日頃からの円滑なコミュニケーションの実現に係る理事長及び各担当役員等による積極的な働きかけ 機構のミッション(基本理念等)・内部統制に係る取組みの役職員への周知徹底(1.(6)113頁参照) 機構のミッション達成に向けた法人の長としての業務方針を明確化し、役職員に自らの職務の位置付けを認識させるため、以下の取組みを実施した。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 役員等による訓示・挨拶等において基本理念等の積極的な引用 (2) 新入職員、社会人採用職員及び本社新任管理職を対象とした内部統制研修の速やかな実施と基本理念等を印刷したカードの配布 (3) 内部統制に係る取組みについて、イントラネット及び電子メールを活用して全社的に周知 機構のミッションや中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の把握・対応(1.(6)113～114頁参照) 機構のミッションや中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の芽を早期に摘み取り、理事長を中心とする適切な組織・業務運営体制を構築するため、以下の取組みを実施した。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 内部統制委員会において、役員クラスによる分野横断的な議論を経て、要対応リスクを決定 (2) 一般職を対象とした階層別研修においても、リスク管理に関するカリキュラムを新設 (3) 地方機関における管理職を対象としたリスク管理に係るグループディスカッションの実施 (4) 地方機関における防災・危機管理体制の充実のためのマニュアル等の整備 (5) 緊急時の外部対応に備えるため、危機管理対応講習を実施 <p>2 運営費交付金額の算定</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度の運営費交付金額については、平成25年度より新たに始まる第3期中期計画期間の運営費交付金算定ルールに則り算定した。

2. 財務状況	実績
<p>(1) 当期総利益(又は当期総損失)</p> <p>○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。</p>	<p>(5.148～151頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設勘定の当期総利益の主な発生要因は、過去に会社整理及び施設譲渡が行われた譲渡線に係る債務償還のスキームに基づく譲渡収入等によるものであり、法人の業務運営に問題等があることによるものではない。 海事勘定の当期総利益の主な発生要因は、船舶使用料の増加及び支払利息の減少等による経常費用の減少等によるものであり、法人の業務運営に問題等があることによるものではない。 基礎的研究等勘定の当期利益の主な発生要因は、内航海運暫定措置事業を円滑に実施するための融資業務等に要する手数料収益と費用の差によるものであり、平成25年度における船型調査等の実施において再検討が必要となったことから、調査開始が遅れ調査完了に至らず支払行為に及ばなかったこと、又は調査を見送ったことから費用計上しておらず、当期利益が発生したものであり、業務運営に問題があることによるものではない。 助成勘定の当期総利益の主な発生要因は、退職給付引当金戻入益等の計上によるものであり、法人の業務運営に問題等があることによるものではない。 特例業務勘定の当期総利益の主な発生要因は、国鉄改革に伴い設定された新幹線債権(助成勘定への貸付金債権)に係る貸付金利息等の収益が共済関係業務費等の費用を上回ったことによるものであり、法人の業務運営に問題等があることによるものではない。
<p>(2) 利益剰余金(又は繰越欠損金)</p> <p>○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。</p>	<p>(5.151～152頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設勘定の利益剰余金は、過去に会社整理及び施設譲渡が行われた譲渡線に係る債務償還のスキームに基づく譲渡収入等によるものであり償還に充当している。25年度末においても35億円の債務を有していることから利益剰余金は過大なものとなっていない。 基礎的研究等勘定の利益剰余金は、内航海運暫定措置事業を円滑に実施するための融資業務等に要する手数料収益と費用の差によって生じたものであり、中期目標期間の最終年度の決算結果によっては国庫納付を行うこととなる。 助成勘定の利益剰余金のうち、平成3年のJR本州3社に対する新幹線鉄道施設の譲渡に伴う再々評価により生じたものについては、機構法第18条に基づき、建設勘定に対する新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設のための資金繰入並びに特例業務勘定に対する債務の償還及び利子の支払いのための繰入に充当するものであることから利益剰余金は過大なものとなっていない。 特例業務勘定の利益剰余金は、国鉄改革時に設定された新幹線債権に係る収入、国鉄用地の売却益、年金制度改正等に伴う共済年金追加費用引当金戻入益等により生じたものであるが、今後の物価上昇や旧国鉄職員等の長寿命化等の年金支払の増大等のリスクに備えるため、債務等処理法第27条に基づき全額を積み立てることが義務付けられているものである。
<p>○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む)。</p> <p>さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。</p>	<p>(1.4)(4)98～101頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海事勘定(479億円) <p>繰越欠損金については、その発生要因を分析した上で、中期目標期間中の削減計画を策定し、民業補完や政策誘導に留意しつつ事業量を確保することや、未収金発生防止、債権管理及び債権回収の強化策を講じることにより、その縮減を図ることとした。</p> <p>平成25年度においては、オペレーターや海運事業者に対する役職員による積極的な訪問活動等により、一定の共有建造事業量を確保するとともに、オペレーターとの関係の強化等により海運事業者の経営安定化に努め、新たな未収金発生の未然防止及び船舶使用料収入の増加に努めた。その結果、25億円の当期利益を計上したことで、繰越欠損額は同額減少した。</p>
<p>(3) 運営費交付金債務</p> <p>○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 助成勘定 $\frac{\text{平成25年度運営費交付金債務残高}}{23\text{百万円}} \div \frac{\text{運営費交付金収入}}{193\text{百万円}} = 12\%$ <p>未執行となった理由については、一般管理費等の不用によるものである。</p>
<p>○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 助成勘定では、鉄道助成業務に必要な一般管理費に充てられており、平成25年度分の運営費交付金の未執行額は約23百万円となっているが、この要因は一般管理費のうち事務諸費等の不用によるものであり、業務運営との関係について特段の問題は認められない。

3. 保有資産の管理・運用等	実績
(1) 保有資産全般の見直し	
ア 実物資産	
<p>○ 「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定。以下「見直し実施計画」という。)を踏まえた見直しの実施状況を明らかにした上での評価。</p>	<p>(2.(4)133~134頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定)を踏まえ、以下の通り、宿舎・寮の集約化に取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none"> 1) こずかた寮については、平成22年度に一般競争入札及び公募抽選、平成23年度に媒介業者を募る一般競争入札を行ったが、いずれも参加者がおらず、平成24年度に地方公共団体に對し売却の打診を行ったものの、買取りの申し出はなかった。そのため、平成25年度においては、不動産を評価し直した上で、再度、一般競争入札を行い、応募があった者に対し、平成26年3月に売却した。 2) 保土ヶ谷寮については、土地売却に向けた測量を開始したものの、現況と登記上の境界との不一致等、売却のために関係者との調整に相当な時間を要することが判明したため、その解決に向けて横浜市、隣接者等との協議を行った。 3) 宿舎不用地(行田宿舎用地の一部)については、土地に係る測量等、売却に向けた所要の手続きを進めた。
<p>○ 見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用取組状況を明らかにした上での評価。</p>	<p>該当なし。</p>
イ 金融資産	
<p>○ いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況。</p> <p>i) 運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの。</p> <p>ii) 当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの。</p>	<p>該当なし。</p>
ウ 知的財産等	
<p>○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (建設勘定) <ul style="list-style-type: none"> 鉄道建設業務で保有する特許等の多くは、他者による先願取得及びそれにより発生する特許実施料の支払いを防止することを目的としたいわゆる「防衛特許」の考え方により保持しているものであり、必ずしも第三者に対する実施許諾による実施料収入を目的としたものではない。鉄道建設関連の技術開発に伴う発明については、「職務発明等取扱規程」に基づき職務発明の認定及び特許等出願の手続きを行っている。また、「職務発明等調整会議」において当該発明の活用見込みや権利化にかかる費用の額等を踏まえ、特許等出願の要否を判断している。 (基礎的研究勘定) <ul style="list-style-type: none"> 基礎的研究業務関連で保有する知的財産権は、すべて委託研究又は共同研究の中で創出されたものであり、必ずしも第三者の実施許諾による収入を目的としたものではない。現在は日本版バйдール制度(産業技術力強化法第19条)のもと、委託研究の中で出願された特許等については100%研究機関側が保持することを原則としているため、機構が新たに特許を出願等することはない。保持している特許等の活用については、研究機関側が主体的に実施するものであり、研究機関側にその活用を求めている。
<p>○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (建設勘定) <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度は「職務発明等調整会議」を計6回開催し、鉄道建設業務で保有する特許等について保有の必要性を検討した。検討の結果、4件の特許等について今後活用の見込みがないとして権利放棄の手続きを行った。 (基礎的研究勘定) <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度中に、5件の特許について、継続の必要性を共同所有者と検討し、放棄を行った。平成25年度末において保有する知的財産権は存在しない。

3. 保有資産の管理・運用等	実績
(2)資産の運用・管理	
ア 実物資産	
○ 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性。	該当なし。
○ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組。	該当なし。
イ 金融資産	
a) 資金の運用	
○ 事業用金融資金の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況。	<ul style="list-style-type: none"> 資金管理・運用に関しては内部規程として余裕金運用基準等を制定しており、その中で運用金融商品は、譲渡性預金、定期預金又は国債に限定している。なお、管理・運用はあくまで機構が実施しており、これらを他社に委託することはない。
(2)資産の運用・管理	
a) 資金の運用	
○ 運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況。	該当なし
○ 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況。	該当なし
b) 債権の管理等	
○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性。	<ul style="list-style-type: none"> 機構が保有する金融資産である債権としては、基礎的研究等勘定、助成勘定及び特例業務勘定にそれぞれ貸付金がある。 【基礎的研究等勘定】(3.(2)144～146頁参照) 基礎的研究等勘定の貸付金は、機構法に基づき、日本内航海運組合総連合会に貸付を行ったものであり、約定に基づき回収しているところである。 【助成勘定】(1.(3)71～73頁参照) 助成勘定の貸付金は、①機構の前身である旧鉄道整備基金が、旧鉄道整備基金法に基づき、鉄道施設の建設資金として旧帝都高速度交通営団及び旧日本開発銀行に無利子で貸付を行ったもの、②機構法に基づき助成勘定から建設勘定に対する勘定間の資金繰入を貸付金として整理したもの、の2つであり、約定に基づき回収しているところである。 なお、これらの貸付金については、現在は新規の貸付は行っていない。 【特例業務勘定】(1.(5)②108～109頁参照) 特例業務勘定の貸付金は、①債務等処理法に基づき、JR北海道、JR四国、JR九州及びJR貨物に対して、老朽化した鉄道施設等の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるために無利子貸付を行ったもの、②機構法に基づき、助成勘定に対する債権を貸付金として整理したもの、の2つである。なお、これらの回収については、約定に基づき回収することとしている。
○ 回収計画の実施状況。 i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 上記の貸付金について、平成25年度において回収しなければならない金額については約定どおり回収した。
○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	該当なし
ウ 知的財産等	
○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況。	<ul style="list-style-type: none"> (建設勘定) 鉄道建設業務で保有する特許等の多くは、他者による先願取得及びそれにより発生する特許実施料の支払いを防止することを目的としたいわゆる「防衛特許」の考え方により保持しているものであり、必ずしも第三者に対する実施許諾による実施料収入を目的としたものではない。 鉄道建設関連の技術開発に伴う発明については、「職務発明等取扱規程」に基づき職務発明の認定及び特許等出願の手続きを行っている。 また、「職務発明等調整会議」において当該発明の活用見込みや権利化にかかる費用の額等を踏まえ、特許等出願の可否を判断している。 (基礎的研究勘定) 基礎的研究業務関連で保有する知的財産権は、すべて放棄したため、該当なし。

3. 保有資産の管理・運用等	実績
(2) 資産の運用・管理	
ウ 知的財産等	
○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組。	<ul style="list-style-type: none"> ・ (建設勘定) 鉄道建設業務で保有する特許等の多くは、他者による先願取得及びそれにより発生する特許実施料の支払いを防止することを目的としたいわゆる「防衛特許」の考え方により保持しているものであり、必ずしも第三者に対する実施許諾による実施料収入を目的としたものではない。 ・ (基礎的研究勘定) 基礎的研究業務関連で保有する知的財産権は、すべて放棄したため、該当なし。
4. 人件費管理	実績
(1) 総人件費	
○ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。	<p>(2.(2)123～126頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人件費については、中期計画において、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すとしているところである。
(2) その他	
○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 互助組織への助成廃止に向けた見直しに関する国からの要請等を踏まえ、平成22年度から互助組織への助成金の支出を廃止した。 ・ 昼食施設利用料補助については、平成21年度末をもって廃止した。 ・ レクリエーション経費の支出に対する見直しに関する国からの要請等を踏まえ、平成20年度以降のレクリエーションについては廃止し、平成21年度以降レクリエーション経費の予算要求は行っていない。また、永年勤続表彰については、国と同等の制度となるよう平成23年度から10年勤続表彰を廃止することとした。
5. 契約	実績
(1) 契約に係る規程類、体制	
○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。	<p>(2.(3)131～132頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方式に係る規程類については、従来より総合評価方式、企画競争、参加者の有無を確認する公募手続き等の通達を整備し、競争性のある契約方式による発注の実施に努めている。 ・ また、入札手続き、契約に係る情報等の公表に関する通達についても従来より整備し、契約に係る手続きの透明性の確保に努めている。 ・ 平成25年3月に「公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」を警察庁との間で締結し、必要に応じて警察と照会・回答等手続きを行った。
○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。	<p>(2.(3)131～132頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事等の発注に当たっては、以下のとおり施行伺から入札までの一連の手続における執行体制及び審査体制のもと、契約手続きを行った。 1) 一般競争入札等の入札参加資格要件、総合評価方式、企画競争等の評価項目・評価基準については入札・契約手続運営委員会等の審議及び関係課の合議によるチェックを行った。 2) 予定価格の作成、契約書及び設計図書の作成等については複数課によるチェックを行った。 ・ 入札・契約手続きの事後の審査体制としては「入札・契約評価委員会」(平成25年6月、12月)において入札又は見積り合わせの結果の分析・評価等を行うとともに、第三者機関である「入札監視委員会」(平成25年9月及び平成26年3月)(注)において公正・中立の立場から入札・契約手続の運用状況等の審議を行った。 ・ また、総合評価方式に係る技術提案の審査・評価を公正・中立に行うため、外部有識者の参画も得た「総合評価審査委員会」(委員長:理事(建設計画担当)、平成26年3月)において落札者の決定等について審査・評価を行うとともに、「同小委員会」(平成25年9月、平成26年3月)において個別工事の評価方法等について審査・評価を行った。 (注) 東ブロック委員長: 出口尚明弁護士、西ブロック委員長: 大谷種臣弁護士 特例業務所管組織の入札監視委員会委員長: 出口尚明弁護士 ・ 契約監視委員会を平成25年6月及び12月に開催し、「競争性のない随意契約」、「公益法人に対する平成24年度支出について」、「2年連続で一者応札・一者応募となった案件(平成24年度第3・4四半期及び平成25年度第1・2四半期契約)」の点検・見直しを行った。 ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づき基本方針を定め機構HPに公表するとともに、調達方針に即した調達の実施を行った。

5. 契約	実績
<p>(2) 随意契約見直し計画</p> <p>○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組。</p>	<p>(2.(3)129～131頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に作成した「随意契約等見直し計画」においては、競争性のない随意契約は、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとなっている。平成25年度契約においては、競争性のない随意契約の件数は、共有船舶の建造量の増加等に伴い前年度より増加している(平成24年度:560件(40.0%)→平成25年度:621件(46.6%))。競争性のない随意契約の主なもの及び移行困難な理由等は以下のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 鉄道事業者の営業線内で施工する委託工事 鉄道の運行の安全確保等の観点から当該営業線の運行主体である鉄道事業者へ委託する必要があるため、競争性のある契約へ移行することは困難である。工事を委託するに当たり、機構で行った概算見積りにより、委託費の妥当性について検証を行っている。協定締結後には、各年度末及び委託工事の完了時に鉄道事業者の工事における契約、支払い、出来形等の状況を確認のうえ、協定額を精算して支払いを行っている。 2) 共有船の建造 民間の船主が事業採算性等の観点から最適な造船所を選定し、機構は共有建造という形態で当該船主に資金的支援を行うため当該造船所と契約を行うものであることから、競争性のある契約に移行することは困難である。 共有船の建造契約に当たり、船主が複数の造船所から見積書を提出させた上で選定した造船所の船価が機構の積算基準による予定価格の範囲内にあることを確認することにより、価格の妥当性を検証している。 3) 整備新幹線のレール等の調達委託 JR各社のレール調達を取りまとめているJR東日本等に委託することにより、機構が鉄道事業者以外の主体から調達する場合と比較して低廉な調達(10～20%程度のコスト縮減)が可能となっている。
<p>(3) 個々の契約</p> <p>○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。</p>	<p>(2.(3)129頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一者応札・一者応募となった案件については、契約監視委員会の審議に付し、公告期間の拡大、資格要件の緩和などに努めた。 契約に係る情報については、ホームページ等での公表に努めているが、公共調達の適正化に基づく契約情報の公表項目の拡充をすることとし、更なる透明性の確保のための方策を実施した。
6. 内部統制	実績
<p>○ 内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組。監事監査結果への対応。内部統制の充実・強化に関する法人・監事の積極的な取組。</p>	<p>(1.(6)113～114頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長のリーダーシップを発揮できる環境整備(組織にとって重要な情報の把握)機構内のコミュニケーションの円滑化を図り、各部署から十分な情報が速やかに理事長へ提供される体制を構築するため、以下の取組みを実施した。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事会の開催 (2) 理事長打合せの開催 (3) 理事長等と監事による懇談会の開催 (4) 理事長等と地方機関の長等との意見交換の実施 (5) 理事長と若手職員等との意見交換会の開催 (6) 常日頃からの円滑なコミュニケーションの実現に係る理事長及び各担当役員等による積極的な働きかけ 監事監査結果への対応 内部統制の整備・運用状況の監事監査(平成24事業年度業務監査)の結果については、平成25年6月の理事会にて報告を行った。 監事監査結果を受けて、内部統制に係る各地方機関での説明会の概要について、平成26年2月に開催した全国総務担当部長会議で説明し、情報の共有化を図った。 内部統制の充実・強化に関する法人・監事の積極的な取組 内部統制・ガバナンス強化に向け、全役員(監事を含む。)が出席する内部統制委員会(委員長:理事長)を開催した。 基本理念・行動指針を印刷したカードを、新入職員及び本社新任管理職へ配布するとともに、A1判に印刷したものを、引き続き本社の主要な執務室及び地方機関の支社長・局長室に掲示することで周知・浸透を図った。 本社においては、本社新任管理職に対する研修を実施し、「独立行政法人と内部統制」をテーマに内部統制を取り巻く状況や、機構における内部統制に係る取組状況を説明した。さらに、管理職のみならず、係長クラス以上に対する階層別研修においても、リスク管理に関するカリキュラムを設け、実施した。 各地方機関に対しては、平成25年10月から11月にかけて、内部統制に係る説明会を実施した。説明会では、リスク管理について受講者自らが考える双方向的な取組みを行ったほか、質疑応答やアンケートにより内部統制に係る地方機関の意見や要望を聴取した。 内部統制に係る現状の適切な把握に資するため、理事長等と監事による「理事長懇談会」の場を設けて、原則として毎月1回、開催した。この他、理事長と会計監査人との定期的なディスカッションで、内部統制についても意見交換を実施した。 普段、理事長まで声の届きにくい若手職員を対象とする理事長との意見交換会を実施した。

<p>7. 関連法人</p> <p>○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性。</p> <p>○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性。</p>	<p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度において、機構における特定関連会社(独法の出資会社で、議決権の50%以上を所有等)・関連会社(独法又は特定関連会社が議決権の20%以上を所有等)は、存在しない。 関連公益法人(事業収入に占める独法の取引額が3分の1以上)であるフリーゲージトレイン技術研究組合は、軌間可変電車に関する技術水準の向上を図るための事業を行うことを目的に発足した機関であり、平成25年度においては、軌間可変電車の走行試験及び設備等の維持管理業務を同組合と契約した。 <p>これらの業務の実施にあたっては、これまでの走行試験の実績に基づく高度な経験、ノウハウが必要であるとともに、車輛開発に精通していることが必要であることから、本業務に関連する研究開発を実施する唯一の機関である同組合と契約し、本業務を進めているところである。</p> <p>該当なし</p>
<p>8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価</p> <p>○ 法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、法人にとって優先的に対応すべき重要な課題が何であるかを明らかにした上で、それへの対応状況の評価。</p>	<p>実績</p> <p>(1.(6)113~114頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構のミッションや中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の芽を早期に摘み取り、理事長を中心とする適切な組織・業務運営体制を構築するため、以下の取組みを実施した。 <ol style="list-style-type: none"> 内部統制委員会において、役員クラスによる分野横断的な議論を経て、要対応リスクを決定 一般職を対象とした階層別研修においても、リスク管理に関するカリキュラムを新設 地方機関における管理職を対象としたリスク管理に係るグループディスカッションの実施 地方機関における防災・危機管理体制の充実のためのマニュアル等の整備 緊急時の外部対応に備えるため、危機管理対応講習を実施
<p>9. 個別法人</p> <p>○ 「平成24年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(平成25年12月16日政委第38号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。</p>	<p>実績</p> <p>(内部統制の充実・強化) <リスクの把握及び対応> (業務実績報告書1.(6)113~114頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構のミッションや中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の芽を早期に摘み取り、理事長を中心とする適切な組織・業務運営体制を構築するため、以下の取組みを実施した。 <ol style="list-style-type: none"> 内部統制委員会において、役員クラスによる分野横断的な議論を経て、要対応リスクを決定 一般職を対象とした階層別研修においても、リスク管理に関するカリキュラムを新設 地方機関における管理職を対象としたリスク管理に係るグループディスカッションの実施 地方機関における防災・危機管理体制の充実のためのマニュアル等の整備 緊急時の外部対応に備えるため、危機管理対応講習を実施 <p>(保有資産の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記「3. 保有資産の管理・運用等 (1)保有資産全般の見直し」を参照 <p>(運営費交付金債務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期中期目標期間終了後に、未執行となった運営費交付金は国庫納付した。そのため、平成25年度においては、第3期中期目標期間の初年度であることから、過去の年度に交付され未執行となっている運営費交付金債務残高は存在しない。 平成25年度の運営費交付金債務については、上記「2. (3)運営費交付金債務」を参照 <p>(個別意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記「1. (7)会計検査院において取り組むべきとされた事項」を参照
<p>10. その他</p> <p>(財務状況) 当期総利益が1億円以上ある場合において、目的積立金を申請しなかった理由</p>	<p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 1億円以上の当期総利益が発生している勘定において、目的積立金(独法通則法第44条第3項に規定する積立金)(注)の承認申請をしなかった理由は以下のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> 建設勘定: 過去に会社整理及び施設譲渡を行った譲渡線に係る債務償還のスキームに基づく譲渡収入等によるものであり、これは目的積立金には該当しないため。 海事勘定: 当期総利益は繰越欠損金の処理に充てられるため。 特例業務勘定: 債務等処理法律第27条の規定により独法通則法第44条第3項等の規定は適用されず、目的積立金とすることはできないため。 <p>(注)独法通則法第44条は、第1項において独立行政法人は、毎事業年度、損益計算書において利益を生じたときは前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときはその残余の額は積立金として整理しなければならないとするともに、第3項において独立行政法人は主務大臣の承認を受けて当該残余の額の全部又は一部を中期計画に定める「剰余金の使途」に充てることができるとしている。ただし、独立行政法人会計基準第74条は、同条第3項に基づき主務大臣の承認を受ける額は、「当該事業年度における利益のうち独立行政法人の経営努力により生じたとされる額」としている。</p>

10. その他	実績
<p>(保有資産の管理・運用等) 実物資産等の保有資産について、その必要性の観点から監事監査が実施されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保有資産について、その必要性の観点から、中期計画で計画されている宿舍等の資産処分及び集約化に関する取組み状況について、平成26年5月から6月の期間に監事監査を実施した。 その結果、平成25年度の取組みについては、こずかた寮を売却していることを確認した。また、保土ヶ谷寮等の売却手続を進めていることを確認した。 以上のとおり、保有資産については、中期計画に基づき処分等が実施されていることを確認した。なお、宿舍等の不要となった資産については引き続き本社・地方機関の関係箇所と密接に連携を図り資産処分を実施するよう、監事より要望があった。今後も引き続き保有資産について監査を実施する。
<p>(人件費管理) 給与水準の適切性について、監事監査が実施されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> 給与水準の適切性について、平成26年5月から6月の期間に監事監査を実施した。 平成25年度の給与水準については、給与改定・臨時特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した措置を通年で実施したほか、事務所限定職員及び社会人の採用を推進していることを確認した。平成25年度のラスパイレース指数は、平成24年度116.2から111.0となり、5.2ポイントの減少となっていた。 なお、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額を通年実施した場合の平成24年度のラスパイレース指数は、111.5程度と見込まれ(機構試算)、これに比較すると0.5ポイント減となっていた。 以上のとおり、国家公務員の給与水準を上回っている要因の検証を進めつつ、国民の理解が得られるよう適切な給与水準の確保について、監事より要望があった。今後も引き続き給与水準の適切性について監査を実施する。
<p>(契約) ①契約監視委員会における指摘事項に対する取組み状況</p>	<p>(2.(3)129頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約監視委員会の指摘を踏まえ平成22年度に策定した「随意契約等見直し計画」において競争性のある契約方式に移行することとした契約については、平成25年度の契約においても競争性のある契約に移行した。 競争性のない随意契約の削減に加え、一者応札・一者応募となっている案件については、契約条件等の更なる見直しを行い、一層の競争性の確保に努めた。 平成24年度契約については、「随意契約等見直し計画」に沿って実施されているかをフォローアップし、その結果を公表した(平成25年8月)。 また、「随意契約等見直し計画」を受けて、以下の取組みを行った。 <ol style="list-style-type: none"> 競争性のない随意契約の新規案件については、引き続き、原則として事前に契約監視委員会委員長の意見を聴取した。 更新案件で平成24年度に引き続き2か年度連続で一者応札・一者応募となった案件については、その原因を分析し、原則として半期ごとに取りまとめ契約監視委員会に報告することとした。特に、事後点検の結果、改善の余地が無いものと報告した案件については必ず契約監視委員会で事後点検を受けた。 一者応札・一者応募となった案件については、資料の交付を受けたものの入札に参加しなかった者等に参加しなかった理由等のヒアリングを実施し、入札条件の見直しを実施した。
<p>②契約の適正化について、監事監査が実施されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> 契約の適正化の観点から平成25年度における随意契約状況及び一者応札・一者応募の契約状況について、平成26年5月から6月に監事監査を実施した。 その結果、「随意契約等見直し計画」に示された平成25年度以降に競争性のある契約に移行予定とされた件名については、全て平成26年度以降に移行する予定としていた。また、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった件名について契約条件等の見直しを実施しており、平成24年度と比較し、件数は減少していた。一者応札・一者応募の主な要因は、実質的に当該1者しか業務を実施できない等の事由によるものであり、今後も随意契約及び一者応札・一者応募の見直しに引き続き取り組むよう、監事より要望があった。
<p>(その他) ①電子化等による業務の効率化に関する取組み状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文書管理等各種業務について、電子システムを構築、運用することにより、業務の効率化を図っている。また、平成25年度には、一部の支社局においてWeb会議システムの試行を行うなど、更なる業務の効率化を図っているところ。
<p>②被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組と法人のミッションとの関係、法人の業績低下等と震災との関係</p>	<p>(1.(1)③18～19頁及び1.(5)①105頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地支援及び復旧・復興対応に関する取組みとして、鉄道建設業務においては、三陸鉄道(北リアス線、南リアス線)の復旧工事を平成25年度内に完了させ、南リアス線については平成26年4月5日、北リアス線については平成26年4月6日に全線運行再開を果たし、当初予定どおりに業務を完了させることができた。復旧にあたっては、三陸鉄道(株)からの要請により、職員を派遣した他、本社内に、各系統の担当で構成する復旧支援チームを立ち上げ、関係者との調整及び技術的検討を行った。また、工事にあたっては、地震と津波に強い構造物の技術開発及び実用化や、コスト縮減の取組みも行った。以上により、復旧工事を迅速かつ確実に推進し完了させたことにより、震災復興の象徴としての役割を果たし、社会的にも高い評価を得た。 国鉄清算業務においては、平成23年度より引き続き、宮城県からの要請により、仙台市太白区『あすと長町』の保有土地(38街区1.6ha)を応急仮設住宅設置のための用地として貸付を実施した。いずれの取組みについても、法人のミッションと関係して実施したものである。